

○「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成24年3月30日障発0330第16号）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0330第16号 平成24年3月30日 <u>一部改正 障発0329第20号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法</p>	<p style="text-align: right;">障発0330第16号 平成24年3月30日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法</p>

に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(1) 届出書類の受取り

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下

に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

記

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(1) 届出書類の受取り

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下

下「指定通所基準」という。)第80条に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

(2)～(4) (略)

2～6 (略)

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に関する事項

1. 通則

(1) (略)

(2) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について

障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。また、同様に、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。

「指定通所基準」という。)第80条に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

(2)～(4) (略)

2～6 (略)

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に関する事項

1. 通則

(1) (略)

(2) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について

障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。また、同様に、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。

例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。

また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。

(3)・(4) (略)

(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

①～③ (略) 対象となる支援

④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) (略)

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合
・ $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$

例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。

また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。

(3)・(4) (略)

(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

①～③ (略)

④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) (略)

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合
・ $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$

・ 1,980人×1.25=2,475人（受入可能延べ障害児数）

※ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(三) (略)

⑤～⑦ (略)

(6)～(8) (略)

2. 障害児通所給付費等

(1) 児童発達支援給付費

① 児童発達支援給付費の区分について

児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一)～(三) (略)

(四) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合

ア (五)に該当しない障害児について算定すること。

イ 指定児童発達支援の単位であって、指導員又は保

・ 1,980人×1.25=2,475人（受入可能延べ障害児数）

※ 3月間の総延べ障害児数が1,980人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(三) (略)

⑤～⑦ (略)

(6)～(8) (略)

2. 障害児通所給付費等

(1) 児童発達支援給付費

① 児童発達支援給付費の区分について

児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一)～(三) (略)

(四) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合

ア (五)に該当しない障害児について算定すること。

イ 指定児童発達支援の単位であって、指導員又は保

育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の（i）又は（ii）のいずれかに該当すること。

- （i） 障害児の数が10人以下の指定児童発達支援の単位にあつては、2人以上
- （ii） 障害児の数が11人以上の指定児童発達支援の単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること

ウ 指定通所基準第54条の2の規定による基準該当児童発達支援事業所又は第54条の6若しくは第54条の7の規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）について算定すること。

育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の（i）又は（ii）のいずれかに該当すること。

- （i） 障害児の数が10人以下の指定児童発達支援の単位にあつては、2人以上
- （ii） 障害児の数が11人以上の指定児童発達支援の単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること

ウ 次の（i）から（iii）のいずれかの要件を満たす基準該当児童発達支援事業所であること。

- （i） 指定通所基準第5条第1項第1号の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作成していること
- （ii） 指定生活介護事業所が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して基準該当児童発達支援を提供する場合であつて、指定生活介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合

(五)・(六) (略)

② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注6の児童発達支援管理責任者専任加算については、児童発達支援管理責任者を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除

に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

また、障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(iii) 介護保険法による指定通所介護事業所が

(ii)と同様の理由により、障害児に対して指定通所介護を提供する場合であって、指定通所介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

また、障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(五)・(六) (略)

② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注6の児童発達支援管理責任者専任加算については、児童発達支援管理責任者を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所について加算することとしているが、管理者

く。)について加算することとしているが、管理者を兼務している者についても算定できるものとする。ただし、児童発達支援センターにおいて、管理者と兼務している者については加算の算定要件は満たさないことに留意すること。

③～⑧ (略)

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) (略)

(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通

を兼務している者についても算定できるものとする。ただし、児童発達支援センターにおいて、管理者と兼務している者については加算の算定要件は満たさないことに留意すること。

③～⑧ (略) 人工内耳装用児支援加算の取扱い

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) (略)

(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通

所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

(三) (略)

⑩～⑯ (略)

(2) (略)

(3) 放課後等デイサービス給付費

① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合

ア (二)に該当しない障害児について算定すること。

所支援事業、障害児入所施設、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

(三) (略)

⑩～⑯ (略)

(2) (略)

(3) 放課後等デイサービス給付費

① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合

ア (二)に該当しない障害児について算定すること。

イ 指定放課後等デイサービスの単位であって、指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の（i）又は（ii）のいずれかに該当すること。

（i） 障害児の数が10人以下の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人以上。

（ii） 障害児の数が11人以上の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。

ウ 指定通所基準第71条の2の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第71条の4において準用する指定通所基準第54条の6若しくは第54条の7の規定による基準該当放課後等デイサービスについて算定すること。

イ 指定放課後等デイサービスの単位であって、指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の（i）又は（ii）のいずれかに該当すること。

（i） 障害児の数が10人以下の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人以上。

（ii） 障害児の数が11人以上の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。

ウ 次の（i）から（iii）のいずれかの要件を満たす基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

（i） 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作成していること。

（ii） 指定生活介護事業所が地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して基準該当放課後等デイサービスを提供する場合であつて、指定生活介護事業所の従業員の員数が、基準該当放課後等デイサービスを受ける障害児の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

<p>(二) (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>	<p><u>また、障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(iii) 介護保険法による指定通所介護事業所が (ii) と同様の理由により、障害児に対して指定通所介護を提供する場合であって、指定通所介護事業所の従業員の員数が、基準該当放課後等デイサービスを受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>また、障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>
---	---